

市報 **ぎのわん** 令和元年6月 No.607

地域から発信
まちの魅力と身近なスクープ

特集1
地域コーディネーター養成講座
地域づくり塾特集

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について

市報 Facebook 市報 Twitter

宜野湾市報(英語版)

2019年6月号

宜野湾市役所 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

☎098-893-4411

お知らせ



7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が始まります！



令和元年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストアで納めることができます。納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金がかかりますので、早めに納付してください。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談等につきましては、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

※令和元年度（平成30年中収入分）の申告はお済みでしょうか。申告がまだお済みでない方については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減令、入院費、高額療養費の戻金算定など不利益になる場合があります。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を滞納すると…



お支払いに困ったときは 早めのご相談を！

病気や失業などの事情により納期限までに国民健康保険税を納付できない場合は納税相談を承りますので、窓口までご来所ください。

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- ② 失業等により生活が困難になったとき
- ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- ④ 災害（火災・風水害）または盗難にあったとき

安心便利な口座振替を！！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のために金融機関などに行く手間も省けます。また、口座振替に登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

お手続き方法

納税（付）通知書・保険証・預金通帳・通帳の抜け出印を持って、金融機関または国民健康保険課窓口にてお申込みください。※お申込みから振替開始まで約1か月かかります。

●お問い合わせ 国民健康保険課 ☎893-4411
保険税係 内線 141～145
後期高齢者医療係 内線 146・152

令和元年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納期カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期要口座振替日	7/31 (木)	8/2 (月)	8/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	■	1/31 (金)	3/2 (月)	3/31 (火)

※12月の納期は27日(金)です。また、口座振替日は25日(水)になります。

「みんなで支える介護保険」

65歳以上の方へ7月上旬に介護保険料の通知書を発送します

介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と、国・県・本市からの公費を財源としています。今年度の介護保険料の決定に伴い、65歳以上の皆さんに年間の介護保険料額の通知書を7月上旬に送付します。

※平成29年度保険料から、算定に土地・建物の長期・短期譲渡所得の特別控除を反映した所得指標を用いています。

【納付方法】

■特別徴収(年金からの天引き)

年金受給額が年間18万円以上の方が対象です。老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金等の定期支払の際、受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

■普通徴収(口座振替や納付書で納付)

年間保険料額の通知書と7月～令和2年2月(8回分)の納付書を送付します。口座振替の方には、通知書のみ送付します。

【領収書は大切に】

介護保険料は所得税の確定申告等をする場合、社会保険料控除の対象とすることができますので、領収書などは大切に保管してください。

【まずご相談ください】

介護保険料について、納付が困難になった場合、徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、介護長寿課までご相談ください。

☎介護長寿課 内線 166・167・189

(注釈)

こちらの市報の英語版は外国人市民の方に市内の情報を伝えるために宜野湾市役所の市民協働推進課が発行するものです。「市報ぎのわん」の省略したもので正式なものではありません。宜野湾市役所と当課の翻訳者は誤りや不正確さについては何の責任も負わないものとします。

行政対応は日本語で行われています。

通訳者: ☎098-893-4411 (内線 577) 開庁時間以内。⇒ tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp

健康・福祉

■風しん抗体検査・予防接種のクーポン券は届きましたか。

公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています。抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方が、定期接種として予防接種を受けることができます。

この機会に、風しんの抗体検査・予防接種を受けましょう。

対象 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性

期間 2022年3月31日までの3年間

費用 1人につき1回まで、風しん抗体検査と、その結果対象となればMR(麻疹風しん混合)ワクチンの定期予防接種が無料で受けられます。

場所 県内および全国の協力医療機関

※詳しくはお手元にある通知書または市ホームページにてご確認ください。

☎健康増進課 予防係 ☎898-5583

■生活保護制度について

生活保護とは、生活に困っている世帯に対して、経済的に足りないところを補うことで、憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の力やほかの方法で生活できるように手助けをする制度です。

年金や各種手当等、あらゆる制度を利用して生活しても、経済的に立ち行かない方は、生活保護制度の活用もあります。詳しくは、生活福祉課にお問合せください。

☎生活福祉課 内線 462、465

7月から今年度の国民年金保険料の一般免除申請受付が始まります! ～平成31年度の国民年金保険料は月額16,410円です～

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合等で、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人から申請書を提出していただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除の種類は、全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除の4種類があります。

■免除は、申請月の2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

■免除の種類には、他に納付猶予(20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の所得が一定額以下の場合)や学生納付特例があります。

■免除制度には所得審査があり、所得によっては受けられる免除が制限されることがあります。

免除が承認されると・・・

①老齢基礎年金の受給資格期間(10年)に含まれます。ただし、国民年金保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額(納付猶予と学生納付特例の期間は、年金額には反映されません。)となります。

②障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いになります。

※3/4免除・半額免除・1/4免除の方は、減額された保険料を納付しないと未納と同じ扱いになり、受給資格期間には含まれません。

☎市民課 年金係 内線 116・366

【免除の種類】		(平成31年度) 月額保険料
全額免除	→	納付なし
3/4免除	1/4納付	→ 4,100円
半額免除	半額納付	→ 8,210円
1/4免除	3/4納付	→ 12,310円

■7月1日(月)は市県民税第1期の納期限です!

納め忘れのないよう期限内での納付をお願いします。納付する余力があるにもかかわらず、市税を引き続き滞納する方に対して法律に基づいた調査のうえ、財産(預貯金・給与・不動産・自動車等)の差押等を行うことがあります。

市税納期カレンダー			
期別	税目	市県民税	軽自動車税
第1期	5月7日	7月1日	5月31日
第2期	7月31日	9月2日	
第3期	12月25日	10月31日	
第4期	3月2日	1月31日	

便利です!口座振替 納め忘れがなく便利です。ぜひご利用ください

☎納税課 内線246～257

7月健康カレンダー

母子関係の健診・教室 (場所:保健相談センター)		受付時間
乳児一般健診	28日(日)	9:00～11:00 13:00～14:45
1歳6ヵ月児健診	4日(木)・10日(水) 24日(水)	13:15～14:00
2歳児歯科検診	18日(木)	13:15～14:45
3歳児健診	3日(水)・17日(水) 31日(水)	13:15～14:00
ふたば母子健康相談	2日(火)・16日(火)	9:30～10:30
マンマン教室 (離乳食教室)	23日(火)	13:30～
のびっこ親子教室	30日(火)	時間等はお問い合わせください。
こうのとり倶楽部	2日(火)	13:30～
健康相談		受付時間
保健相談	毎週 火・水曜日(祝日を除く)	9:00～11:00
センター	毎週 月・火・金曜日(祝日を除く)	13:00～15:00

行政対応は日本語で行われています。

宜野湾市役所に通訳者が居ます。

受付時間: 月～金

10:00～17:00

(12:00～13:00昼休み)

無料です!

窓口へ通訳をお願いしますと言って下さい。

問: 市民協働推進課

☎098-893-4411 (内線 577)

⇒ tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp